

長崎県医療安全相談センター協議会規程

(趣 旨)

第1条 この要綱は、長崎県医療安全相談センター実施要綱第3条第3項の規定により、長崎県医療安全相談センター協議会(以下「協議会」という。)の会議その他運営に必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は次に掲げる者のうちから知事が任命する。

委員は9名とし、医療従事者5名、弁護士1名、住民代表2名、長崎県医療政策課長を充てる。

①医療従事者

長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県看護協会並びに長崎県薬剤師会から推薦された者

②弁護士

長崎県弁護士会から推薦された医療問題に詳しい弁護士

③住民代表

医療の安全と向上に関心のある者

④長崎県医療政策課長

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年間とする。

但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議の招集)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会の会議は、年4回程度開催する。

(定足数)

第6条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。